

議案第74号

大口町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

大口町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内における建築物に関する制限を定めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

大口町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年大口町
条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

新宮地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された尾張都市計画新宮地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
------------	---

別表第2に次のように加える。

新宮地区整備計画区域	建築基準法別表第2（を）項に掲げる建築物。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上必要と認めて許可した場合においては、この限りでない。	10分 の20	10分 の6	3,0 00		
------------	--	------------	-----------	-----------	--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大口町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正新旧対照表

新						旧							
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）							
名称		区域				名称		区域					
萩島地区整備 計画区域		略				萩島地区整備 計画区域		略					
新宮地区整備 計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された尾張都市計画新宮地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域											
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）						別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）							
ア	イ	ウ	エ	オ	カ		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	
対象区域の名称	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度（平方メートル）	建築物の後退距離及び適用除外の建築物	建築物の後退距離適用除外の建築物	対象区域の名称	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度（平方メートル）	建築物の後退距離	適用除外の建築物
萩島地区整備計画区域	略	略	略	略	略	略	萩島地区整備計画区域	略	略	略	略	略	略
新宮地区整備計画区域	建築基準法別表第2（を）項に掲げる建築物。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は	10分の20	10分の6	3,000									

新					旧
公益上必 要と認め て許可し た場合に おいては、 この限り でない。					